

平成28年度 スポーツ振興くじ助成金 配分基準

「平成28年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択するものとする。

1 基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「PR協力」の項目ごとに3段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「PR協力」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行う。

各項目の合計で「得点が6割を超えた団体はA評価（助成対象額の100%）」「4割以上6割以下の得点があった団体はB評価（助成対象額の80%）」「得点が4割に満たなかった団体はC評価（不採択）」とする。

なお、「事業内容」がC評価の事業については、合計点にかかわらず不採択とする。

ただし、オリンピック・パラリンピック及びアジア競技大会の実施種目を有する競技団体については、当該競技の重要性に鑑み、B評価は助成対象額の90%、C評価は助成対象額の70%とする。

2 事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準によるものとする。

(1) 国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

(2) 総合型地域スポーツクラブ活動助成

3段階評価を行い「得点が6割を超えた団体はA評価（助成対象額の100%）」「得点が6割以下の団体はB評価（助成対象額の80%）」とする。

(3) 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業

3段階評価を行い「得点が6割を超えた団体はA評価（助成対象額の100%）」「得点が6割以下の団体はB評価（助成対象額の80%）」とする。

(4) スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業以外）

申請1年目の団体は、A・Bいずれの評価であっても、前年度の活動状況が不十分な場合は助成対象額の70%とする。

(5) スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業）

現物給付であることから、助成対象額どおりとする。

- (6) ドーピング検査推進事業
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (7) スポーツ仲裁等事業
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (8) スポーツ指導者海外研修事業
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (9) 国際競技大会開催助成
総合競技大会及びオリンピック競技種目の国際競技大会については、当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (10) 大規模スポーツ施設整備助成
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (11) スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (12) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。